

## 余裕期間制度に係る Q & A

### 1. 余裕期間制度の運用にかかるもの

Q1-1：余裕期間とは、どのような期間ですか。

A1-1：余裕期間とは、契約締結日から工期始期日（着工日）の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。なお、堺市建設局が発注する工事の余裕期間は、60日を超えない範囲内で設定します。

Q1-2：発注者指定方式において、契約締結後に受注者側の都合により、工期始期日を変更することは可能ですか。

A1-2：工期始期日を変更することはできません。

Q1-3：通常、様々な理由により工期を延長することがあります。余裕期間設定工事であっても、工期始期日後に工期終期日を変更することは可能ですか。

A1-3：一般的な工事と同様、工期終期日の変更は可能です。

### 2. 余裕期間内にできること

Q2-1：余裕期間内にできること、できないことは何ですか。

A2-1：余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は行うことができますが、現場代理人及び主任技術者、監理技術者、※特例監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者（以下「技術者等」という。）の配置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着

手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。

※特例監理技術者：建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの適用を受ける監理技術者をいう。

**【余裕期間内にできる作業の例】**

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資機材の準備（購入）  
（元請けとして技術的な管理が必要な工場製作は除く）
- ・現場の下見※具体については、次の問いを参照
- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

**【余裕期間内にできない作業の例】**

- ・現場事務所の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木伐採、除草
- ・工場製作工
- ・現場への資機材の搬入
- ・発注者（監督員を含む）との協議
- ・交通管理者との協議
- ・埋設企業者との協議
- ・近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・工事のお知らせの配布
- ・工事写真の撮影
- ・施工計画書の作成
- ・仮設工事
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

Q2-2：余裕期間内に、下見等のための現場への立ち入りはできますか。

A2-2：準備行為にあたる作業はできませんが、準備行為にあたらない下見は可能です。工事の準備行為に当たらない現場の下見については、工期始期日（着工日）の前日までの間は、発注者と相談の上、行ってください。

Q2-3：余裕期間内に行える関係者との協議と、行えない関係者との協議の違いは何でしょうか。

A2-3：労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備など、余裕期間内に行えることに関係した調整に必要な協議は可能ですが、Q2-1【余裕期間内に行えない作業の例】のような協議については、工期始期日以降に行う必要があります。

Q2-4：余裕期間内に労働者の確保ができるとありますが、下請契約はできますか。

A2-4：施工体制確保のために、余裕期間内に下請契約はできます。

Q2-5：余裕期間内の現場の管理は、誰が行いますか。

A2-5：余裕期間内の現場の管理は発注者が行いますので、受注者の現場管理は工期始期日から発生します。

Q2-6：余裕期間と準備期間の関係は。

A2-6：余裕期間は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者の観点から平準化を図ることを目的に設定するものであり、実施工期とは関係ありません。一方、準備期間は実施工期の一部であり、工種区分等を踏まえて設定します。

### 3. 配置予定技術者の取扱い

Q3-1：現場代理人及び技術者等は、いつ配置しなければいけませんか。

A3-1：余裕期間内は、工事着手前であるため、現場代理人及び技術者等の配置を要しません。工期始期日から配置しなければなりません。

Q3-2：現場代理人の常駐及び技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間内は他の工事に従事できますか。

A3-2：現場代理人及び技術者等については、両工事ともに専任を要する場合であっても、余裕期間内は現場代理人及び技術者等の配置を要しませんので、他の工事に従事することができます。

Q3-3：受注している工事の完成を見込んで、余裕期間設定工事を契約した場合、万が一、前の工事が予定どおり完成せず、配置予定技術者を工期始期日から配置することができなくなった場合は、どうなりますか。

A3-3：工期始期日に現場代理人及び技術者等が配置できない場合は、一般的な工事と同様に契約解除や入札参加停止を講じることがありますので、現場代理人及び技術者等の配置は自社の技術者等の配置状況及び受注中の工事等の進捗状況等を十分に把握した上で行っていただくようお願いいたします。

Q3-4：余裕期間内に現場代理人及び技術者等を配置してはいけませんか。

A3-4：余裕期間内は、現場代理人及び技術者等の配置は必要ありません。

Q3-5： 余裕期間設定工事であっても、一般的な工事と同様現場代理人及び技術者等の兼務は可能でしょうか。

A3-5： 一般的な工事と同様、余裕期間設定工事であっても、兼務要件を満たせば、現場代理人及び技術者等ともに兼務は可能です。

Q3-6： CORINSはいつまでに登録すれば良いですか。また、登録する工期や技術者情報の従事期間は、どの期間で登録すればよいですか。

A3-6： CORINSの登録は、工期始期日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録してください。登録する工期については、余裕期間を除いた「実施工期」を登録してください。また、工事及び技術者情報の従事期間は、実施工期を登録してください。

#### 4. 契約保証・前金等の支払いについて

Q4-1： 契約保証の保証会社との手続きに変更はありますか。

A4-1： 余裕期間設定工事においても、一般的な工事と同様に、契約締結時には履行保証保険証券等の提出が必要です。

また、保証期間についても、余裕期間や実工期にかかわらず、一般的な工事と同様に、「契約締結（予定）日から工期終期日まで」を保証期間にしてください。

なお、保険会社によっては、上記保証期間以外に、工期（実工期）の記載を求められる場合がありますので、その場合は、特記仕様書記載の余裕期間及び工期に基づき、記載するようにしてください。

その他記載内容に疑義が生じる場合については、保証契約を予定している保証会社に確認の上、手続きを行うようにしてください。

Q4-2：前金払の支払い請求時期は、いつから可能ですか（契約締結日以降か、それとも、工期始期日以降か）。

A4-2：工期始期日以降に支払い手続きを行うことができます。

Q4-3：中間前金払の支払い要件である「工期の2分の1」の「工期」には余裕期間は含まれますか。

A4-3：含まれません。

## 5. その他

Q5-1：余裕期間内の受注者の連絡相手先はどのようになりますか。

A5-1：代表連絡先又は工事内容がわかる部署を、受注者の連絡窓口としてください。

Q5-2：余裕期間制度については、技術者の配置に関するもののほかに、受注者にとってどのようなメリットがありますか。

A5-2：余裕期間内は、技術者の配置を要しないため、現場への資機材搬入や仮設物の設置等、工事の着手はできませんが、労働者の確保や現場に搬入しない建設資材の確保などの事前の準備はできます。